

## 水戸地方本部による不当労働行為救済申立に対する中央執行委員会見解

2019年11月11日、「2019政策フォーラム」の最中、水戸地方本部が中央本部に相談・要請もなく、不当労働行為救済申立を行った。中央本部は、不当労働行為救済申立を最先頭で進めてきた水戸地本書記長に対し、説明の場を求めてきたが一切場をつくることなく2019年12月4日、全地本書記長会議を迎え、この不当労働行為救済申立について議論した。

会議では、不当労働行為救済申立は、大会決定に従っていないと指摘が相次いだ。水戸地本書記長は「大会決定を反故にしていることについては、見解の相違や認識の違いがある。…修正動議が否決されたことで、それが大会決定なんだということの認識については、我々としては認識していない」と発言した。出席者から「修正動議で否決されたことをやっても問題ないと言う認識なのか。…地本の書記長としては大問題である」「組織運営が成り立たない」などと指摘がされた。それでも水戸地本書記長は「修正動議の趣旨からすれば、修正動議が否決された時にも修正動議の趣旨内容に踏まえて、様々な組織議論が必要なわけでそれが否決されたから全てが決定なのだとは、そういう認識はない」と述べた。

議論では、東京地本書記長も「手続きの所は形式上問題があったかもしれないけど…私は支持する」と発言し、水戸地本書記長も最後には「形式面の所は、今日議論になったとおり。しかし内容面の所は、水戸としては決して間違ったことはやっていない」と主張し、組織運営上の問題があったことは認めた。

そもそも、18春闘を契機にした不当労働行為について、第35回臨時大会（2018.4.12）から第38回定期大会（2019.6.13）の機関会議において全12地本で議論し、方針を決議してきた。

第38回定期大会では、不当労働行為に対するたたかいに対し、労働委員会の活用を求める修正動議が出され、水戸地本書記長が「バス棚倉分会の不当労働行為に対するたたかいに絞って述べます」と修正動議に賛成する発言を行い、第三者機関を活用したたたかいを求めて発言を締めくくったが、この修正動議は代議員による決議により否決された。

よって、水戸地方本部がバス棚倉で発生した不当労働行為に対し第三者機関の活用を決めた地本執行委員会決定（2019.11.8）および、11月11日に行った不当労働行為救済申立は大会決議違反である。断じて認めることは出来ない。

また、中央本部は、水戸地方本部に対し、度々規約に準じた組織運営を行うことを求めてきた。2019年7月12日に開催された水戸地方本部第34回定期大会において、水戸地本書記長が総括答弁にて「7月26日までに回答を頂けなければ、水戸地本として不当労働行為の救済申し立てを提訴する」と大会参加者の拍手で確認した。その際も、来賓として出席した中央執行委員から「第38回定期大会で出された第三者機関の活用を求めた修正動議は否決されたので第三者機関の活用ができないことが大会方針である」と水戸地本書記長に指導した。7月24日、バス棚倉分会との意見交換の場においても水戸地本執行委員長代理が同様な主張をしたので再度指導してきている。また、水戸地方本部からの要請書に対しても「第2回中央執行委員会の決定事項（2019.7.26）」ならびに「貴地方本部からの質問に対する回答（2019.9.26）」にて不当労働行為救済申立の水戸地方本部第34回定期大会決定は規約第27条に違反するので、規約に準じた組織運営を求めてきた。再三にわたる組織指導を無視し、不当労働行為救済申立を行ったことは、重大な統制違反である。

会議の最後に水戸地本書記長は「バス棚倉の組合員、もっと言えば多くの組合員が支持してくれている」と述べた。不当労働行為に対したたかうか否か、意図的に指導部を二分し、組合員に選択を迫るような主張は組織人としてあるまじき姿であり、あえて組織を二分する行為は、絶対に許されることではない。

JR東労組は、不当労働行為に対するたたかい方として第三者機関に依存してしまった結果、労働運動が衰退していった歴史から学び、「職場のたたかいを基礎に、団体交渉を精力的に行う」方針を全12地本で議論し、代議員の過半数が賛同し、その運動方針を採択してきたのである。様々な地方本部で現在も職場において具体的な現実を把握し、団体交渉を通じて組合員と共にたたかいをつくり出し、不当労働行為を止めてきている。

そのような中、自らの方針が可決されなかったからと言って、組織運営を無視し、偽りの経過を語り、組合員を組織化する一部組合役員を許さない。

中央本部は、水戸地方本部による救済申立に対し、「間違ったことはやっていない」と居直る一部指導者に対し組織的な判断をせざるを得ない。同時に、不当労働行為に対し、12地本の統一闘争として、職場のたたかいを基礎に団体交渉を精力的に行い、風通しの良い職場を取り戻すために全組合員の決起を要請するものである。